

水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧について

注意事項

1. この一覧表は、水質汚濁防止法（または瀬戸内海環境保全特別措置法）に基づき県に届出（または申請）がされたものをとりまとめたものであり、一覧表に記載がないものについて、特定施設が無いことを保証するものではありません。
2. 届出の遅延等により、一覧表に記載されていない場合、又は掲載事項に変更が生じている場合があります。
3. この一覧表に記載の所在地は届出時の表記に基づいたものであり、町名・地番の変更に届出等がされていない特定事業場は旧表記のままとなる場合があります。
4. 有害物質使用特定施設の有無の欄が○の事業場は現在有害物質使用特定施設を設置している事業場を表しています。
同欄が●の事業場は、現在は有害物質使用特定施設を設置していないが、過去（土壌汚染対策法施行以降）に特定有害物質に係る有害物質使用特定施設を設置していた事業場を表しています。
5. 廃止の欄が○の事業場は、全ての特定施設について使用廃止が届出されていることを表しています。（県の現地調査等により使用廃止が確認された場合も含む。）
6. 一覧表の確認には万全を期していますが、届出書記載事項と異なる場合には、届出書の内容を優先します。
7. 和歌山市は水質汚濁防止法（及び瀬戸内海環境保全特別措置法）の政令市となるため、和歌山市については市に直接お問い合わせください。
8. この一覧は令和４年６月末現在のものです。
9. この一覧表に記載されている情報の利用により生じた事故・損害については、和歌山県は一切責任を負いません。